

2023年8月以降の申請1回で今後は 申請書提出が不要

10月以降分から申請が自動更新されます

	移行前	移行後
助成申請書	年2回提出 (8月・2月)	提出不要 (本申請のみ)
交付券枚数	1枚3か月の交付券 を半年分発行	1枚6か月の交付券を 1年分発行
助成決定通知	年2回発送	年1回発送



回数変更による注意点



- 毎年9月下旬に **1年分の助成決定通知書及び交付券を送付** します。
- 令和5年10月から令和6年9月分の助成決定通知書は、**9月下旬に発送予定**です。
- 各年度の9月1日時点で利用のある方に対し、対象要件及び課税確認等の審査を行います。

※裏面のQ & A もご確認ください。



自動更新に関すること

Q1 自動更新制度開始に伴い、新たに追加される審査項目はありますか。

A1 新たに追加される審査項目はございません。例年同様、対象の障害種別や等級、年齢などの要件等は確認させていただきます。

Q2 申請した内容を変更できますか。 例：業者を変更したい

A2 変更できます。障害福祉課担当者までご連絡のうえ、再度申請書を提出してください。申請書は、ホームページからダウンロードできます。

Q3 自動更新制度の利用を希望しないことは可能ですか。

A3 今回の申請制度見直しに伴い、全員が自動更新制度の対象となります。

その他

Q1 指定の業者はありますか。

A1 指定の業者はありません。ご自身の希望の業者で、助成制度に対応可能な業者をお選びください。

Q2 ストーマ・紙おむつ等の取扱い業者を教えてください。

A2 障害福祉課担当者までご連絡ください。

Q3 転出又は不要となった場合、どうすればよいですか。

A3 障害福祉課担当者までご連絡のうえ、転出・死亡届出書を提出してください。転出・死亡届出書は、ホームページからダウンロードできます。

Q4 交付券を紛失してしまいました。

A4 再発行いたします。障害福祉課担当者までご連絡ください。

Q5 交付券を10月1日から使用したいので、早めに送付してください。

A5 自動更新制度移行後は、毎年9月下旬に送付予定です。

その他、不明点がありましたら、障害福祉課までご連絡ください。